閉会中の調査報告

総務常任委員会

○所管事務調査:会計年度任用職員制度について

開催日時 令和2年7月16日(木)13:30~15:15

出 席 者 細川委員長、大島副委員長、赤祖父委員、上野委員、植中議長

説 明 員 総合政策部長、総合政策部次長、人事課長

概要説明

これまで各地方公共団体において様々な法的根拠で任用されてきた非常勤職員等が、改正法の施行により「会計年度任用職員」として全国的に統一された制度に基づく任用に移行した。会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本市の臨時・嘱託・非常勤職員等が本制度へ移行した。

勤務時間及び休暇等について制度整備を行い、また、会計年度任用職員の給与水準については、市正規職員の給与表に紐付けた上で、上限を設定し、初任給決定も職務経験等を考慮して定めることが適当とされ、市給与決定の根拠とした。任用方法、勤務条件、服務内容、給料報酬手当、休暇等を決定し、昨年度末から募集を行い、本年4月から任用を開始した。

業種ごとにまとめた給料報酬比較分析結果について、説明があった。

主な質疑

給料報酬手当が他市と比べてどうかとの質疑に対して、他市の状況については、今のところ、まだ最終的な確認ができておらず、今後、揃いましたら確認し、参考にしていきたい。との答弁でした。

会計年度任用職員制度のメリットデメリットについての質疑に対して、処遇が一定改善されたことにより、地方公務員としての身分保障が適用され、安定して働けることがメリットといえますし、安定した住民サービスの提供につながると考えている。地方公務員法が適用されるため、守秘義務や職務に専念する義務、法律や上司の職務上の命令に従う義務、政治的行為の制限などの服務規定がかかってくることがある。また、手話通訳や外国語通訳等の専門的な方の雇用確保が厳しいデメリットも考えられるため、住民サービスが著しく低下するようなことがありましたら検討していく。との答弁でした。

残業は、この法の中の解釈を超えているが、任命権者の裁量によるところが、 残業時間ではないのかとの質疑に対して、基本的には正職員を支援するとい う立場であり、時間外勤務はない業務だと考えている。ただし、何らかの理由 で合理的根拠があった場合につきましては、歳出科目としては手当ではなく 報酬となり、支給される。市の基本的な考え方として、正職員の業務の精査を して、会計年度任用職員には、フルタイムに就かない業務形態を考えるように している。との答弁でした。

会計年度任用職員制度により、人件費(義務的経費)が全体的に上がるのか下がるのかとの質疑に対して、今年度5月、6月分の支出額と昨年度同時期の比較をすると、昨年度は、人数が348人で8000万円を超えていたが、今年度は、259人で5200万円との答弁でした。また、同じ人数で、月額14万円の昨年度の支出に対して、今年度15万8,000円ということで、1万8,000円程度上がっている課もあり、時期、部署によって変わってくる。との答弁でした。

手話通訳の勤務体系についての質疑に対して、基本は月曜日から金曜日までの中で週5日か週4日勤務で、例えば土、日曜日にイベント等で3時間30分以上出勤した場合は、別の日に代休を取るようになっている。市からの依頼で3時間30分以内の勤務の場合については、時間外勤務となり、報酬として対応する。しかし、市の業務とは別で県の協会からの派遣等で出ている場合には、対応しない。との答弁でした。

福祉関係、保育士、発達相談員、手話通訳等の人材確保についての質疑に対して、会計年度任用職員制度を導入していく中で、課題も出てこようかと思うので、担当課とも充分協議しながら、円滑な運用に努めてまいりたい。との答弁でした。

審議の中で、会計年度任用職員制度の導入により、住民ニーズにあった効果的・効率的なサービスが提供できるのか、実態調査を行うべきであるとの意見がありました。

○市民と議会の懇談会

開催日時 令和2年8月4日(火)10:00~11:40

出席者 細川委員長、大島副委員長、赤祖父委員、上野委員、植中議長 Next Commons Lab 湖南出席者 チーフコーディネーター、

コーディネーター (2名)

コーディネーターから NCL 湖南地域おこし協力隊の活動(世界を拡張しよう) についての説明を受け、その後意見交換を行った。

Next Commons Lab 湖南からは、地元とのつながり、今後どうコーディネートしていくか等の現在の課題や懇談会を機会に情報交換ができる場を定期的に持てるとうれしいとの意見があった。

議員からは、個々に素晴らしい活動をされているので、もっと発信をしていただきたい。今後、ラボメンバーとも意見交換がしたい。市を盛り上げていただき、定住していただけることを希望する等の意見があった。

○所管事務調査:事務事業評価について(事前論点勉強会)

開催日時 令和2年8月4日(火)13:30~15:28

出 席 者 細川委員長、大島副委員長、赤祖父委員、上野委員、植中議長

説 明 員 総務部長、総務部次長、財政課長、生活環境課長、生活環境課課

長補佐

〈市有地管理委託事業について〉

概要説明

市有地管理委託事業については、市有地財産のうち、財政課が所管している 土地の適正な維持管理のため、定期的な草刈りや雑木の伐採、整地等を実施し、 周辺住民の良好な生活環境の維持に努めている。また、行政として将来的な利 用計画がない土地、不用な土地については、市公有財産利活用基本方針に基づ き、維持管理経費の削減や売却による利益、固定資産税による財源確保のため に民間等に売却を行い、遊休財産の有効活用を図っています。実績として、平 成30年度に初めて一般競争入札による売却を1件、令和元年度には、民間へ の売却手続きを3件行っており、申し込みは1件のみとの説明があった。

主な質疑

市有地管理委託事業については、これですべてかとの質疑に対して、財政課が所管しているところについて、平成30年度6件、令和元年度7件、民間事業者に委託したところは以上で、市の職員が見回り等により若干直営で草刈り等実施しているところもある。との答弁でした。

職員が草刈りをしているところは、全部でどのくらいあるのかとの質疑に対して、年度当初に職員が見回りを兼ねて、草刈りを実施しているところもあり、数カ所をまとめて刈っているため、正確な数は把握できていない。との答弁でした。

市の財産であり、必要、不必要の判断をして、地図に表し、チェックしていく必要があるのではとの質疑に対して、年に数回に分けて行うため、今後チェックできるようにする。との答弁でした。

売却できない理由についての質疑に対して、市内でも新しい造成地による供給過多に陥っている状態のため、一般競争入札が不調である。との答弁でした。

里道の位置付けに関しての質疑に対して、里道については、土木建設課が担当し、基本的には地元の方に管理していただいている。との答弁でした。

草刈りの委託事業は、単価は決まっていないのかとの質疑に対して、基本的には単価が決まっているが、草の処分費の費用の違いがある。との答弁でした。 住宅地の真ん中で売却できない土地に関して、新興住宅地は駐車場が不足 しているため、無償で駐車場を貸して、管理をしてもらうことについての質疑 に対して、今後、周知にも努め、まずは、財産処分として取り組み、処分できない場合、有効活用していく方向で考えていく。との答弁でした。

一般競争入札時の価格設定の質疑に対して、不動産鑑定で適正な価格を算出し、その価格を最低ラインとして入札にかかっている。との答弁でした。

本来、財政課が所管している市有財産の維持管理だけでなく、市全体として 把握する機関が必要であると考えるとの意見がありました。また、この事務事 業評価自体、事業名で指定することに問題があるとの意見もありました。

〈地域公共交通対策事業について〉

概要説明

平成 29 年度の地域活性化先進モデル事業交付金制度の交通利便事業により、 水戸学区まちづくり協議会が、事業実施に向けて協議を進められてきた。

水戸学区まちづくり協議会のささえあい活動の一環である移動支援用車両の貸渡および保険料を提供している。車は、軽自動車の5年リース、車の保険は加入し、一般会計から支払いしている。燃料代は、水戸学区まちづくり協議会の負担です。令和元年度より開始したが、令和2年度より地域支え合い事業の内容から、高齢福祉課へ事務を移管した。

主な質疑

ボランティアの運転手等の現状についての質疑に対して、運転手と付き添い支援者ボランティアが2人1組での対応となっており、次の後継者ということに関して課題があることは聞いている。との答弁でした。

軽自動車で乗車人数が4名と限られるため、利用者は2名となり、3名の場合は、断わっているのかとの質疑に対して、利用者が重なる場合は、ピストン運転を行い、また時間をずらしていただく等工夫をして断らないよう対応している。との答弁でした。

上記の説明内容に基づき、各委員が事務事業評価チェックシートを提出する。

○所管事務調査:事務事業評価の実施について

開催日時 令和2年8月11日(火)9:30~11:22

出席者 細川委員長、大島副委員長、赤祖父委員、上野委員、植中議長 8月4日の事前論点勉強会を受け、事務事業評価チェックシートにより取り まとめた。

〈市有地管理委託事業について〉

主な意見

- ・1年間に1カ所の市有財産売却は少ないと思う。他課とも連携して市全体での 市有地の把握が必要である。市有地売却情報の周知を図るべきである。また、 住宅地の真ん中で売れない土地については、駐車場等、有効活用を検討すべき である。
- ・草刈り事業という説明であったが、時給換算すると委託するしかない。美観、 防犯、害獣害虫防止などを考えると当然実施しなければならないため、継続事 業という判断である。早期売却や有効活用も併せて考えてほしい。
- ・草刈り事業であるため、現行の委託事業で問題はない。
- ・住宅地内の集会所予定地で不用となった土地については、駐車場として活用する方向を検討すべきと考える。(住宅内での駐車場不足)市民への周知方法の検討が必要である。

今回の事務事業評価に関しては、市有地管理委託事業で、総務部所管に関して の評価ということだと、「6 現行通り」とする。

〈地域公共交通対策事業について〉

主な意見

- ・高齢者の移動手段は重要と考える。運転免許証自主返納者を増やすためには、 その代替え策が必要。ボランティアの支え合い事業は厳しいと思うが、万が 一の事故のための保険も備えながら、継続すべきと考える。
- ・まちづくり協議会事業なので、活動自体は住民ニーズに基づくものであり、 拡大継続するために自治体ができる限りの補助をお願いしたい。一方で、市 全体で地域公共交通に対する方策を固めるべきであると感じる。
- ・高齢者及び交通弱者に対して根本的に見直すべきであり、全体的なビジョン、 交通手段のあり方を検討すべきである。地域で行えるような事業ではないた め、ゼロベースで検討すべきである。
- ・地域支え合い活動として定着してきており、高齢者の移動手段として重要な 役割を担っている。支える側も高齢化しており、今後、人材投与の支援が必 要と考える。

水戸学区まちづくり協議会がボランティアで行っている事業であり、市民 ニーズはどんどん増えている現状であるため、「6 現行通り」で、支える側 の人材的な面等を市がしっかりフォローをしながら進めていただきたい。